

平成29年3月23日
日本貸金業協会

「個人情報保護指針」の一部改正（案）について

日本貸金業協会では、「個人情報保護指針」の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、本協会は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）第37条第1項の規定に基づき、平成22年3月31日に金融庁長官から個人情報保護団体の認定を受けており、意見募集後、「個人情報保護指針」に所要の改正を行い、改正後の個人情報保護法第53条第2項に基づき、個人情報保護委員会に届出をします。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

個人情報保護法は、平成27年9月9日にその改正法（平成27年9月9日法律第65号）が公布され、平成28年1月1日一部施行、平成29年5月30日付で全面施行されます。また、「個人情報保護法」に関連するガイドライン等も施行されます。

これらの改正等を踏まえ、当協会の「個人情報保護指針」の一部改正を行います。

なお、この一部改正に係る主な法令及びガイドライン等は、次のとおりとなります。

《法令》

- (1) 個人情報の保護に関する法律（一部改正）
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令（一部改正）
- (3) 個人情報の保護に関する法律施行規則（新設）

《指針・ガイドライン等》

- (1) 個人情報の保護に関する基本方針（一部変更）
- (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（各編とも新設）
 - ・（通則編）
 - ・（外国にある第三者への提供編）
 - ・（第三者提供時の確認・記録義務編）
 - ・（匿名加工情報編）
- (3) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（一部改正）
- (4) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（一部改正）

2. 「個人情報保護指針」の主な改正内容

個人情報保護指針関係では、特に、個人情報の定義の明確化にし、要配慮個人情報に関する規定を整備しています。その他に、第三者提供に係る確認及び記録の作成義務、オプトアウト規定についても対応しています。

詳細については、上記の「1. 改正の概要」にある法令及びガイドライン等の改正等に伴い所要の改正を実施していますので、(別紙1)の新旧対照表(3段表)をご確認ください。

なお、「個人情報保護法」の主な改正については、次のとおりです。

「定義の明確化等」

- ・ 個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)
- ・ 要配慮個人情報に関する規定の整備
- ・ 個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
- ・ 取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用

「適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保」

- ・ 利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・ 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

「個人情報の流通の適正さを確保」

- ・ 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・ トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・ 不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

「個人情報保護委員会の新設及びその権限」

- ・ 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

「個人情報の取扱いのグローバル化」

- ・ 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・ 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

「請求権」

- ・ 本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

また、個人情報保護法一部改正に伴い、次のガイドライン各編が新設されます。

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)

※ 改正個人情報保護法等に関する、監督行政庁からの関係資料等の公表等により、「個人情報保護指針」の一部改正案に大きな影響がある場合には、所要の改正を実施いたします。

3. 「個人情報保護指針」の施行日

施行日については、協会機関決定後、改正個人情報保護法等の全面施行日とします。

4. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、平成29年 3月30日（木）17時00分（必着）までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便、ファックスにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

[\(別紙\)「個人情報保護指針」一部改正\(案\)【新旧対照表】](#)

[意見等提出フォーマット](#)  

《 ご意見等の送付先 》

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail 又はFAXの場合

e-mail : iken@j-fsa.jp
FAX : 03-5739-3027

《 お問い合わせ先 》

日本貸金業協会 会員業務部 中村・篠原 電話番号： 03-5739-3014